

米国における知財政策と情報施策の動向

Present State of IP Policies and IP Information Practices in the U.S.

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ニューヨーク事務所 知的財産部長

石原 徹弥

2001年特許庁入庁。特許審査審判のほか弁理士制度、特許審査基準、早期審査制度、品質管理などを担当。また経済産業省で営業秘密制度などを担当。テキサス大客員研究員、津田塾大非常勤講師も経験。2020年7月より現職。

1 はじめに

米国は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気後退を短期間で脱した。年間の特許出願件数や特許訴訟件数も落ち込まなかった。むしろ意匠と商標の出願件数は増加した。新型コロナウイルスの感染拡大は、知財関係者のリモートワークが浸透したなどの影響はあったものの、知財の実質的な活動の面では大きな影響はなかったといえるだろう。ウクライナ情勢に関しても、米国特許商標庁（USPTO：United States Patent and Trademark Office）がロシア特許庁との関係を断つなどの動きはあったが、影響を受ける案件が少なく大きな影響はなかった。

他方、2021年1月のバイデン民主党政権への政権交代は、米国の知財政策に影響を与えつつある。バイデン政権は発足当初、知財に関する発信が少なく知財政策の方向性が見えなかった。しかし時間が経つに連れて、強い知財保護にこだわらない姿勢が見えてきた。例えば新型コロナウイルスに関して知財保護を一時免除する TRIPS（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）ウェイバー提案を、バイデン政権が支持したことはその姿勢を示している。

USPTO のヴィダル長官は、大統領の指名と民主党が過半数を占める連邦議会上院の承認を経て2022年4月に就任した。今後、バイデン政権の一員として、強い知財保護にこだわらない姿勢がヴィダル長官にも見られるようになる可能性もある。

本稿では米国の知財に関する動向として、ヴィダル

長官の就任から話題を始め、近年注目されてきた特許適格性や標準必須特許（SEP：Standard Essential Patent）を巡る動き、特許情報施策、特許・意匠・商標の出願件数などを紹介する。最後に、知財政策に関する広い話題として、TRIPS ウェイバー提案や脱炭素・エネルギー問題に関する動きについても紹介する。

2 知財政策に関する最近の主な動向

2.1 USPTO ヴィダル長官の就任

2022年4月、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC：Court of Appeals for the Federal Circuit）のムーア首席判事の立ち合いの下で宣誓を行い、USPTO にヴィダル長官が就任した。ヴィダル長官は「この後の2～3か月間、できるだけ多くのステークホルダーの意見を聞くつもりである。クリエイター、発明家、起業家や、大きな夢を持つ人、特にこれまで知財に参加できなかった人たちと話したい」、「特に生命工学、人工知能（AI：Artificial intelligence）、量子コンピュータ、環境関連技術、半導体等の重要技術分野において、イノベーションと既存技術や重要新興技術の改良をさらに促進する必要がある」、「人々に現場で会い、学校、大学、コミュニティでイノベーションを教えて動機付けし、イノベーションハブを生み出す必要がある」、「様々なステークホルダーや産業により利害の異なる問題が多くあり、注意深く検討する必要がある」と述べた。

ヴィダル長官は長官就任前までシリコンバレーにある法律事務所の知財弁護士であった。半導体、ソフトウェ

ア、医療機器といった幅広い分野において特許訴訟の経験が豊富である。女性および多様性の問題や若手弁護士育成に積極的に取り組んでいることが知られていた。

米国で長年議論されている特許適格性（101条）の問題に関しても、ヴィダル長官は豊富な経験を持っている。この問題に関して特許権者の代理人も実施者の代理人も務めた経験があることから、両者のバランスを考慮して対処できる者ではないかと期待されている。

他方、ヴィダル長官のシリコンバレーの知財弁護士としての経歴から、ビクテック企業のために働くのではないかという懸念を示す者もいる。

2.2 特許適格性の問題を巡る動き

2.2.1 最高裁による AAM 事件の却下

何が特許の対象になるのか？という特許適格性の問題が米国では長年議論されている。2012年の Mayo 事件最高裁判決、2013年の Myriad 事件最高裁判決、2014年の Alice 事件最高裁判決を経て、判例上は2段階テストが確立されている。しかし、個別案件への適用の際に判断が難しく、また、特許適格性が厳しく判断されることがある。

特許適格性に関して、訴訟の行方が注目されてきた事件として AAM (American Axle & Manufacturing, Inc) 事件がある。この事件では、自動車用ドライブシャフトの製造方法という従来からよく見られた機械部品の製造方法の特許クレームについて、CAFC が特許適格性を否定し大きな話題になった。AAM 社は 2020 年 12 月に最高裁に対して上訴を認めるよう求めた。連邦政府の訟務長官も 2022 年 5 月に最高裁に対して審理を求める意見書を提出していた。最高裁は近年、特許適格性に関する事件の上訴を全て却下してきたため、AAM 事件は最高裁が新たな判断を示す可能性がある唯一の希望であった。

しかし最高裁は 2022 年 6 月、上訴を却下した。却下の理由は付されなかった。

知財関係者からは、最高裁が訟務長官の意見を聞き入れなかったことに落胆するとともに、CAFC の判断が否定されなかったため特許適格性に関連する特許取得はさらに困難になったのではないかという声がある。今後については、議会による立法や USPTO によるガイドランスの策定により、特許適格性法理の明確化が図られる

ことが期待されている。

2.2.2 USPTO による審査便覧の見直し

ヴィダル長官は 2022 年 7 月、特許適格性に関する審査便覧（2106 章）を見直していることを表明し、意見の提出を呼びかけた。審査の現状についてヴィダル長官は、少なくとも 1 つの拒絶理由を含むオフィスカクションの中で、特許適格性に基づく拒絶理由を含むものは約 8% であり、非自明性（約 80%）などと比べて少ない上、近年の審査便覧の改訂により、2018 年の約 25% から減少したことを説明した。そして、これまでの USPTO の取組により特許適格性に関する審査の一貫性は向上してきたものの、さらなる改善を図るとした。

2.2.3 議員による法案の提出

連邦議会上院司法委員会知財小委員会のティリス議員（共和党）は 2022 年 8 月、特許適格性に関する法案である Patent Eligibility Restoration Act を上程した。同議員は、この法案は、4 年以上にわたる関係者との議論に基づき、特許適格性を有するものについてカテゴリーを整理し、有しないものを特定して列挙することで、多分野における重要な発明について特許適格性を回復するものだとしている。

法案では特許を取得できないものとして、「技術的でない (non-technological) 経済、金融、ビジネス、社会、文化、美術についてのプロセス」などを示している。また、「このようなプロセスが機械や製造物に具現化されており、クレームにおいて当該機械や製造物の機能と一体化されて記載されている場合には特許を取得できる」ことなども示している。

この法案について知財関係者の間では、現在の混乱した判例を是正し、特許取得可能な対象を拡大することで米国のイノベーションを促進し、特許適格性について予測可能性を向上させるといった好意的な意見が多数聞かれる。一方で、法案の一部に「技術的でない (non-technological)」などの不明確な文言が含まれることから解釈の争いになり訴訟が長期化する、広すぎる特許が認められるようになり小規模企業の訴訟負担が増すといった理由で批判する意見もある。また、議会で承認されるためには関係者の意見を踏まえて文言を調整する必要があり、この法案が短期間で成立する可能性は低いと考えられている。

2.3 SEP を巡る動き

2.3.1 DOJ、USPTO、NIST による政策声明の撤回

司法省 (DOJ: Department of Justice)、USPTO および国立標準技術研究所 (NIST: National Institute of Standards and Technology) は 2022 年 6 月、SEP の救済に関する 2019 年の政策声明を撤回した。2019 年の政策声明は、2021 年 7 月にバイデン大統領による競争促進のための行政命令で見直しを求められたことを受け、2021 年 12 月に改定案が公表されて意見募集が行われていた。167 件の意見が提出され、これらの意見を検討した結果、標準設定における競争とイノベーションを促進するためには政策声明を撤回することが最良と結論付けたとしている。

2019 年の政策声明は SEP について特許権者が差止を求めることを認める内容で、前トランプ政権による強い知財保護の姿勢が反映されていた。一方で 2021 年の改定案は誠実なライセンス交渉の代わりに差止を求めることは目的に反するとするなど、強い知財保護にこだわらないものであった。

今回の撤回により、SEP に関するライセンス交渉や差止の問題について公式な政策声明がない状態となった。裁判所には SEP 関連訴訟において競争法の問題を案件ごとに前提なく検討する裁量が与えられたこととなり、バイデン政権としては SEP に関していったん中立の立場をとったと考えられている。また、DOJ が SEP 保有者のどのような行為を反競争的と判断するか不明になったことで、この不透明さにより紛争が増加するだろうという意見も聞かれる。

2.3.2 USPTO による 5G 特許の分析

SEP について、特許情報の分析に関する話題としては、USPTO が 2022 年 2 月に公表した 5G 無線技術に関する企業の特許活動の報告書 Patenting activity by companies developing 5G がある。報告書では、5G については複数の企業が競争しており、いずれかの企業が独占的な地位を有していることはない結論付けている。

USPTO は報告書について、既存の研究のように特許やパテントファミリーの件数のみを分析するよりも大局的な視点を提供していることが特徴であると説明している。既存の研究では特許やパテントファミリーの件数の分析に基づいて、Huawei などの外国企業が米国企業

に先んじていると評価されてきたことを意識した説明だと見られている。

報告書では、まず、欧州電気通信標準化機構 (ETSI: European Telecommunications Standards Institute) に対して SEP であると宣言された 5G のパテントファミリーについて分析し、特許取得が最も活発な企業として Ericsson、Huawei、LG、Nokia、Qualcomm、Samsung の 6 社を挙げている。6 社の中では Huawei が最も多くのパテントファミリーを有する一方で米国、欧州、日本におけるパテントファミリーは Qualcomm が最多である。既存の研究で挙げられている ZTE は自国内の特許取得が中心であり、自国外では 6 社に後れを取っているとしている。

次に、報告書では、ETSI に対して SEP であると宣言された 5G の特許が、USPTO に最も出願されている 4 つの技術分野を特定して分析している。その結果、これらの技術分野では LG と Qualcomm が最も活発な特許活動を行っており、Samsung、Huawei が追随することが多いとされた。

さらに、USPTO に出願された特許の特徴や価値を技術分野別に分析した結果では、Qualcomm の特許の権利範囲が最も広い¹とされた。Ericsson と Nokia は基本特許を多く有し²、Qualcomm と Samsung の特許は他社と比べて技術的価値が高い³とまとめられている。

3 特許情報施策に関する最近の主な動向

3.1 USPTO における AI の活用

USPTO は特許審査の先行技術文献サーチと分類付与に AI の活用を進めている。

サーチについては、Web ベース (Chrome ブラウザ) の PE2E-Search (Patents End-to-End Search) と呼ばれるサーチツールに対して AI を活用した機能を加える形で進められている。PE2E-Search は、

- 1 Legal breadth として最も短い独立クレームの単語数を分析している。独立クレームの単語数が少ないほど権利範囲が広く、より価値が高いという前提に基づく。
- 2 Radicalness として特許の中で先行技術として引用されている特許の件数を分析している。先行技術の数が少ないほど基本的な技術であり、より新しい技術であるという前提に基づく。
- 3 Technical relevance として他の特許の中で先行技術として引用された回数を分析している。

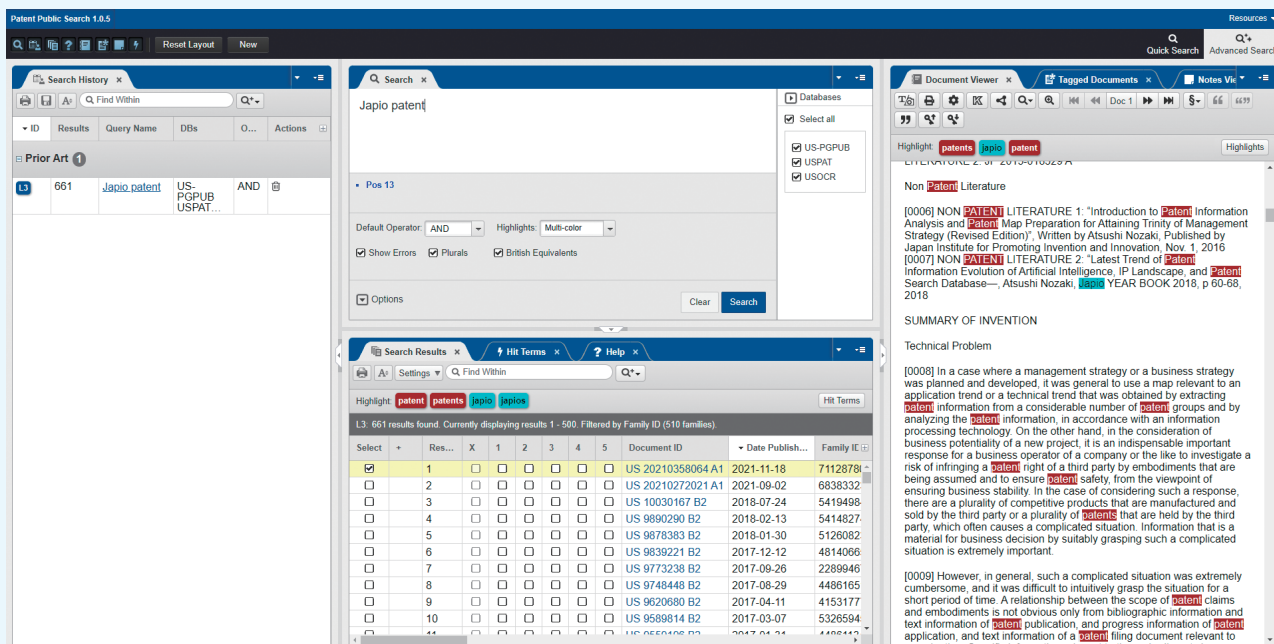


図1 USPTO が一般向けにリリースした検索ツール Patent Public Search の画面

2020年度に一部の審査官に対する提供が開始された。2021年度には一部の審査室に導入され、2022年度には残りの審査室に導入されている。

PE2E-Searchでは60カ国以上、7000万件以上の外国特許文献の英語機械翻訳を利用できる。また、審査を開始する段階で関連文書を特定して審査対象の出願との類似度順に並べ、さらに検索すべき領域を提案するためのAI機能も統合されている。審査官からのフィードバックデータを自動的に収集し、時間の経過とともに学習してさらなる改良を加えるように構成されている。他には、出願のクレームを分析して、クレーム毎の技術用語の出現頻度、他出願の拒絶された類似クレーム、他出願の類似図面などを提示する機能もある。

分類付与については、機械学習を活用して協同特許分類(CPC: Cooperative Patent Classification)を付与する自動分類ツールを2020年12月に導入した。

AIの活用についてヴィダル長官は2022年5月、意匠などの分野における画像サーチに適用する有用性を指摘した。商標についてもUSPTOは、画像比較、出願と商標IDマニュアル(USPTOが特段の疑義なく受理可能な商品および役務の用語リスト)との対応確認、電子的に改変された使用見本や疑似のウェブサイトの識別に取り組んでいる。また、USPTOのウェブサイトを通じてよくある質問に答えるためのチャットボットにつ

いてもプロトタイプの開発にも取り組んでいる。

3.2 ユーザー向けの新たな検索ツールのリリース

USPTOは2022年2月、ユーザー向けの新たな検索ツールPPUBS(Patent Public Search)⁴の運用を開始した。Webベースの検索ツールであり、リモートで誰でも利用できる。従来、ユーザーは各地のUSPTO施設を訪れてPubEAST(Public-Examiner's Automated Search Tool)やPubWEST(Public-Web-based Examiner's Search Tool)という検索ツールを利用するか、WebベースのPatFT(Patent Full-Text and Image Database)やAppFT(Patent Application Full-Text and Image Database)という簡易な検索ツールを利用していた。ツールによって検索できる文献の種類・発行時期が異なっていた。

USPTOは、システムの近代化・効率化の一環でPPUBSを開発した。既存の4つの検索ツールの機能はPPUBSに統合され、既存の4つの検索ツールは2022年9月末で廃止される。

PPUBSは審査官が使うPE2E-Searchを基にしている。上述したAIを活用した機能は利用できないが、

4 <https://ppubs.uspto.gov/pubwebapp/>

PE2E-Searchにあるサーチ用語のハイライト機能、文献へのタグ付け機能、任意の箇所に注釈を入れるノート機能などを利用できる。USPTOは2022年8月、それまでのPPUBSの1日あたりの利用者数は約4千500人であったと説明した。

4 特許・意匠・商標の出願件数と審査期間

USPTOの年度は10月からの1年間である。新型コロナウイルスの感染拡大が関係するのは2020年度(2019年10月～2020年9月)以降である。

2020年度の継続審査請求(RCE: Requests for Continued Examination)を含まない特許出願件数(Serialized)⁵は45万件で2019年度と同程度であった。意匠出願も2019年度と同程度であった。商標は中国からの出願の増加傾向が続き出願件数(区分数)は2019年度から9.6%増加した。

2021年度の特許出願件数も2020年度と同程度であった。最初のオフィスアクションまでの期間(FA期間)が16.9月になり2020年度と比べて2.1月長くなった理由としては新型コロナウイルスの感染拡大への対応として審査官に柔軟な休暇取得を認めたこと、超過勤務が減ったことが挙げられている。最終処分までの期

間は23.3月で、2020年度と同じであった。

2021年度の意匠出願件数は5万4千件で、2020年度から17.6%と大幅に増加した。その一因として、後述する商標と同様に、新型コロナウイルスの感染拡大を受けてビジネスの入れ替えやオンライン移行が進んだことで、比較的取得や権利行使がし易い意匠の需要が高まったことが考えられている。

2021年度の商標出願件数(区分数)は94万4千件で、2020年度から27.9%と意匠以上に大幅に増加した。FA期間は6.2月、最終処分までの期間は11.2月で、いずれも近年で最長になった。商標出願の急増については2021年6月にグッダー商標局長から報告があった。急増の一因として、新型コロナウイルスの感染拡大を受けてビジネスの入れ替えやオンライン移行が進んだことが指摘されている。また、2021年1月の手数料値上げの直前に中国から大量の出願があったことも報告された。

2022年度の特許出願件数⁶は、本稿執筆時点では年度途中でありRCEを含まない件数が公表されていない。RCEを含む件数は7月末時点で48万7千件であり、2021年度7月末時点と比較して同程度である。審査期間はUSPTOの予測のとおりに長期化している。USPTOは、2022年度以降には出願件数が徐々に増

表1 特許・意匠・商標の出願件数と審査期間 ※年度は10月からの1年間

	19年度	20年度	21年度	22年度
特許出願件数(Serialized)	447,992	450,910	450,457	NA
増減率	4.9%	0.7%	-0.1%	NA
FA期間(月)	14.7	14.8	16.9	20.4(7月時点)
最終処分期間(月)	23.8	23.3	23.3	24.4(7月時点)
意匠出願件数	45,571	46,105	54,201	45,458(7月時点)
増減率	-1.7%	1.2%	17.6%	0.9%(7月比)
FA期間(月)	NA	15.6(7月時点)	15.8(7月時点)	17.0(7月時点)
最終処分期間(月)	NA	21.7(7月時点)	20.4(7月時点)	19.9(7月時点)
商標出願件数(区分数)	673,233	738,112	943,928	403,056(3月時点)
増減率	5.4%	9.6%	27.9%	-17.8%(3月比)
FA期間(月)	2.6	3.0	6.3	7.7(3月時点)
最終処分期間(月)	9.3	9.5	11.2	12.5(3月時点)

5 USPTOは従来、特許出願件数の統計に意匠やRCEの件数を含めることが多かったが、2020年度の年次報告書からそれらを含まないSerializedというカテゴリーで集計されるようになった。<https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>

6 <https://www.uspto.gov/dashboard/patents/>

え、また古い出願への対応のため、2022年度はFA期間が延びると予測していた。

2022年度の意匠出願件数⁷も年度途中の7月末時点の数字で参考ではあるが、2021年度7月末時点と比較して同程度である。審査期間はFAが少し遅くなっている。

2022年度の商標出願件数⁸（区分数）も年度途中の数字で参考ではあるが、3月末時点同士の比較で2021年度から17.8%減っている。非常に多かった2021年度よりは減っているものの、2020年度よりは増えているため長期的な増加傾向は継続している可能性がある。2022年度の現状についてUSPTOは、米国の出願人による出願件数が減っていることに加えて、近年件数を増やしてきた中国の出願人の出願が2021年度比で大きく減っていると説明している。

5 知財政策に関する最近のその他の動向

5.1 医薬品アクセス問題を巡る動き

5.1.1 ウェイバー提案の支持表明

米国通商代表部（USTR：United States Trade Representative）のキャサリン・タイ通商代表は2021年5月、世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）においてインド、南アフリカなどから提出された新型コロナウイルス関連でTRIPS協定の知財保護義務を一時免除するウェイバー提案について、米国が支持することを表明した。

インド、南アフリカは、知財権の保護によって新型コロナウイルスへの対応に必要な技術等の共有が遅れることのないよう世界が団結する必要があると主張し、新型コロナウイルスの予防、封じ込めおよび治療に関して、TRIPS協定第2部第1節（著作権）、第4節（意匠）、第5節（特許）および第7節（開示されていない情報の保護）の義務を免除することを提案していた。

ウェイバー提案に対して米国は、トランプ政権時に、EUや日本と共に不支持を表明していたが、バイデン大統領の就任後、ウェイバー提案の支持側と不支持側それぞれによる政権への働きかけが盛んに行われていた。支

持側として、下院民主党議員110名や元国家元首・ノーベル賞受賞者など170名が、また不支持側として、下院司法委員会共和党議員12名、製薬関連業界団体などが、バイデン大統領やタイ通商代表に宛てた書簡を送付していた。タイ通商代表は、支持を表明する前に、米国の立場を検討するためとして、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ、ジョンソンアンドジョンソンの幹部と会合を持っていた。

従来、TRIPSなどの国際的な議論において米国は、強い知財保護の姿勢を明確にしてきた。バイデン政権によるウェイバー提案の支持の表明は、従来の米国の態度とは異なる。

5.1.2 WTO 閣僚会議の決定

米国は、南アフリカ、インド、EUとの非公式協議で検討を続け、2022年3月には、これらの4者で妥協案に達した。しかし妥協案については、診断および治療方法を対象に含めるか、中国のようなワクチン製造国であっても開発途上国であれば知財保護免除の対象になるのか、などの論点が残り、さらに検討が続けられた。そして最終的に2022年6月のWTO閣僚会議において、全ての加盟国による決定がなされた。

この閣僚決定によって、ワクチンの生産および供給に関する特許について、加盟国は一定の条件の下で権利者の同意なしに特許の実施を許可できることになった。診断および治療方法を対象に含めるか否かについては6か月以内に決定することになった。また、全ての途上国が対象になったが、ワクチンの製造能力を有する国はこの決定を利用しないことについて一般理事会に対する文書などで約束することが推奨された。その時点で中国はこの決定を利用しないことを約束していた。決定の有効期間は5年間とされた。

対象を診断や治療の方法に拡大するか否かについては、インド、南アフリカ、パキスタン、インドネシア、エジプト、タンザニアが議論しているとされている。

閣僚決定について米国内では、ウェイバー提案の賛成派、反対派ともに多くの団体が反対を表明している。

ウェイバー提案の賛成派では、NPO団体のOxfam Americaは、閣僚決定は既存の権利について繰り返しているだけであり、より広い義務免除を定めるべきであったのに米国やEUが阻止したと批判した。

反対派では、全米商工会議所は、知財権がワクチンの

7 <https://www.uspto.gov/dashboard/patents/design.html>

8 <https://www.uspto.gov/dashboard/trademarks/>

記録的な速さでの普及を促進したのであって、今回の不適切な決定を知財権を弱める前例とするべきではないと述べた。米国研究製薬工業協会は、ワクチンの製造能力は整っているにも関わらず、供給体制の問題で普及が進んでいないことを指摘した上で、バイデン政権は米国の技術を外国に譲り渡すことで製薬業界に関連する数百万の雇用を失ったと批判した。バイオテクノロジーイノベーション協会は、閣僚決定により途上国のワクチン接種率が向上することはなく、米国がこれまで知財に関して問題を有すると考えてきた国々と同じ立場をとったことに失望していると述べた。

知財関係者の間では、閣僚決定により知財保護義務の免除が一部認められたとは言え、実際にこの決定を利用してワクチンの製造を開始する国は多くないと予想されており、ワクチン製造への影響は限定的であると考えられている。

5.2 脱炭素やエネルギー問題を巡る動き

5.2.1 地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラムの開始

USPTO は 2022 年 6 月、地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラムを開始すると発表した。申請が認められると、最初の実体的拒絶理由通知までの間、追加費用なしで優先審査を受けられる。対象は、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化を緩和する製品や方法のクレームを 1 つ以上含む特許出願（非仮出願）である。継続出願、分割出願なども申請可能である。申請の受付は 2022 年 6 月 3 日に開始し、2023 年 6 月 5 日または 1,000 件の申請が認められた日のいずれか早い日に終了する。

ヴィダル長官は、2021 年の地球温暖化関連の特許出願は 4 万件であり全出願の約 7% を占めたことや、技術の商業化のために知財保護が重要であることなどを指摘している。気候危機への対策としてクリーンエネルギーのイノベーションと商業化を進展させるために政府、学術界、民間部門が一丸となって取り組むことが重要であり、この試行プログラムは USPTO としてクリーンエネルギー技術を促進するための取組の一つだとしている。

5.2.2 USPTO が WIPO GREEN に参加

USPTO は 2022 年 7 月、WIPO GREEN に参加し

たと発表した。WIPO GREEN は世界知的所有権機関（WIPO : World Intellectual Property Organization）が運営する環境技術の活用を促進するためのプラットフォームであり、環境技術に関するニーズや特許を掲載したデータベースなどを提供している。7 月 25 日時点で政府機関や企業など 146 の団体が参加しており、日本やカナダ、フランス等 10 か国の知財庁も含まれる。

USPTO は WIPO GREEN への貢献の例として、上述した地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラムや、発明家を表彰する Patents for Humanity に新設予定のクリーンエネルギー部門を挙げている。

ヴィダル長官は、WIPO GREEN が世界的な気候変動への対応のために非常に重要なツールであり、気候変動対策の技術や投資を国際的に支援するというバイデン大統領の約束の実現に貢献できると述べた。

6 おわりに

本稿で紹介した話題の他にも、特許審判部による当事者系レビューの運用、2021 年の Arthrex 事件最高裁判決を受けた USPTO 長官による審決のレビューの運用、商標出願の急増への対応などの多くの話題がある。バイデン政権とヴィダル長官はどのような姿勢で対処するのか、強い知財保護にはこだわらないのかなど、注目していきたい。

